

宮城県の 学校給食用米穀について

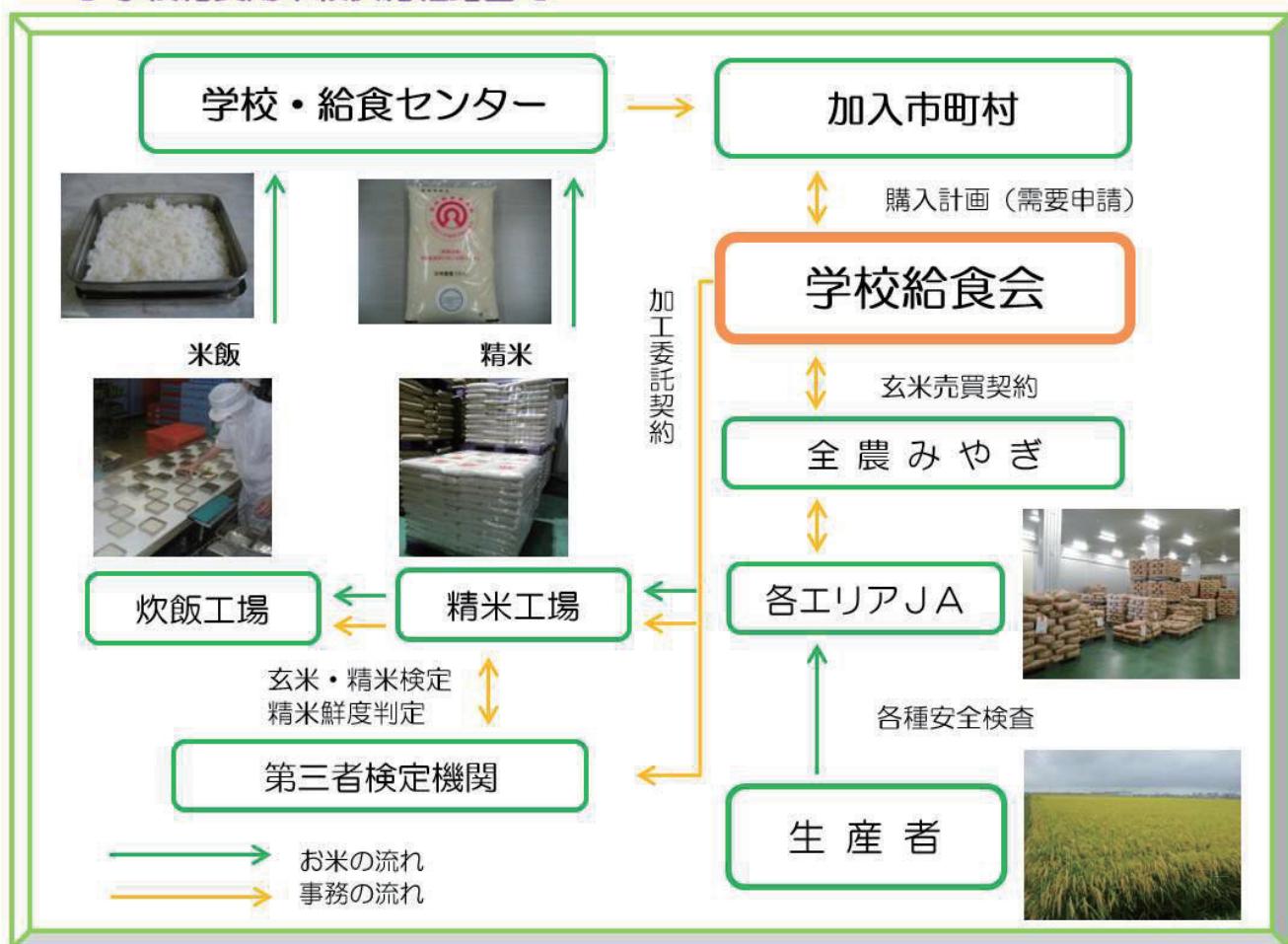
子どもたちの「未来！」のために



目 次

宮城県の学校給食用米穀の概要	1
宮城県の学校給食用米穀の歴史	3
みやぎ米飯学校給食支援方式について	4
宮城県学校給食会が提供している学校給食用米穀の特徴	5
各市町村別学校給食用米穀供給状況	7
精米加工委託工場及び炊飯加工委託工場一覧	8
Q & A	9

【学校給食用米穀供給経路図】



宮城県の学校給食用米穀の概要

1 学校給食用米穀の供給について

昭和51年4月米飯給食が開始され、昭和62年8月から全国にさきがけ多賀城市で学校給食に地元良質米・ササニシキが導入されました（多賀城方式）。

米飯学校給食の普及拡大と宮城県産米導入拡大を目的として、宮城県農林水産部、宮城県教育委員会、宮城県市町村教育委員会協議会、東北農政局生産部、宮城県市長会、宮城県町村会、宮城県PTA連合会、公益財団法人宮城県学校給食会、宮城県農業協同組合中央会（JA宮城中央会）、全国農業協同組合連合会宮城県本部（JA全農みやぎ）が協力して、昭和63年2月宮城県米飯学校給食普及拡大推進委員会が発足しました。

当委員会において、平成12年には「みやぎ自主流通米方式」による一元的供給の実施（63市町村）。平成17年3月「みやぎ自主流通米方式」廃止、同年4月よりその目的を達成するために『みやぎ米飯学校給食支援方式』（以下「支援方式」という。）による供給を開始しました。

2 学校給食用米穀の規格

（1）学校給食用玄米

①玄米は、令和2年産より宮城県産水稻うるち玄米「環境保全米ひとめぼれ1等米」
(注)を使用。

②新米への移行は11月需要分から新米供給を開始しています。

③玄米の検定

検定実施者 一般財団法人日本穀物検定協会

検定項目 年産、種類、産地、品種、等級、包装、数量、品質、量目

(注) 市町村で「環境保全米」の供給量が不足する場合は、期間限定の提供となります。

（2）学校給食用米穀の供給方式

宮城県産玄米を、各市町村に対し、同一区分内の供給該当JA（7頁参照）から供給することを原則とし、県内3箇所の精米加工委託工場でとう精した精米を、学校及び炊飯加工委託工場へ供給しています。

対象米穀「ひとめぼれ」の作柄や、端境期（新米切替期）の集荷状況等により、供給価格が高騰した場合は、緊急的に供給該当JAエリア区分外及び本県産他銘柄米等を供給することもあります。

なお、当供給方式内において市町村要望に基づき、可能なかぎり市町村米での供給をすすめています。

(3) 学校給食用精米（令和4年4月1日現在）

公益財団法人宮城県学校給食会（以下「本会」という。）では、品位規格に基づき第三者検定機関による検定を実施しています。

①学校給食用精米の品位規格

形 質	水分 (%)	最 高 限 度			
		粉状質粒及び被害粒		碎粒 (%)	異物穀粒及び異物
		計 (%)	被害粒		もみ (%)
標準品	16.0	20	2	0.2	10
				0.0	0.1

②精米の検定

検定実施者 一般財団法人日本穀物検定協会

検定項目 包装、数量、鮮度、品位、量目

(4) 学校給食用米飯

本会では、第三者検査機関及び独自による細菌検査等を実施しています。

①米飯の規格 炊き上がり重量 2.2倍以上

②米飯の検査

検査実施者 一般財団法人宮城県公衆衛生協会、公益財団法人宮城県学校給食会

検査項目 細菌検査、立入検査、量目検査、飯量検査

「ガス連続1食方式」と「食缶方式」の違い

学校給食用米飯には、大きく2つの炊飯方式があります。県内には16箇所（令和3年度現在）の炊飯工場があり、各々で炊飯方式は異なります。

● 「ガス連続1食方式」

炊飯工場で約7kgのお米を炊く釜で、ガス窯を使用し炊き上げ、出来上がったご飯を、1食毎に盛り付けます。



● 「食缶方式」

ガス連続方式同様の釜で炊いたご飯を、クラス毎の食缶にご飯を盛り付け、各教室でしゃもじを使って取り分けます。



双方を比較すると、機械設備に係る費用や人件費、食缶の洗浄量などが大きく異なるため、炊飯方式により委託加工費も異なります。

学校に届けている「1食弁当缶」や「食缶」及び保温箱は、みやぎ米飯学校給食支援方式各加入市町村が各工場に合わせて用意したものです。

宮城県の学校給食用米穀の歴史

昭和 51 年 4 月	学校給食制度に米飯給食が正式導入される。供給米穀は値引助成された政府米。
昭和 62 年 8 月	多賀城市で全国にさきがけ学校給食に地元良質米ササニシキ導入(多賀城方式)される。
昭和 63 年 11 月	宮城県米飯学校給食普及拡大推進委員会が設置される。 この年、多賀城方式による米飯給食実施は 21 市町となる。
平成元年	宮城県米飯学校給食普及拡大推進委員会において、学校給食にササニシキ米導入(新宮城方式)を決定する。 この年、多賀城方式による米飯給食実施は 33 市町となる。
平成 3 年	宮城県が「宮城米学校給食実施事業補助金」を設け、米飯給食に県産良質米ササニシキ導入する掛増し経費の 1/2 相当を J A 中央会に補助することとなる。
平成 5 年	異常気象により、平成 5 年産米が全国的に異例の作柄不況となる。
平成 6 年 4 月	平成 5 年産米の作柄不況に伴い平成 6 年 4 月から 10 月の間、農水省の特別財政措置が講じられ自主流通米が供給された。
平成 9 年	政府の財政構造改革により、学校給食用米穀の値引助成措置が平成 11 年度までに段階的に廃止することが決定される。
平成 10 年 12 月	宮城県米飯学校給食普及拡大推進委員会において宮城県独自の自主流通米供給方式「みやぎ自主流通米方式」を設置する。
平成 12 年 4 月	学校給食用米穀の政府値引助成措置が廃止される。 宮城県内の米飯学校給食がすべて「みやぎ自主流通米方式」になる。 供給米穀銘柄が「ひとめぼれ」になる。
平成 15 年	異常気象により、平成 15 年産米が全国的に作柄不況となる。 価格高騰した供給米穀について「みやぎ自主流通米方式」の助成措置が施された。
平成 16 年	「みやぎ自主流通米方式」における平成 15 年産米の助成措置の継続。
平成 17 年 4 月	米穀供給方式「みやぎ自主流通米方式」が「みやぎ米飯学校給食支援方式」に制度移行。
令和 2 年 11 月	みやぎ米飯学校給食支援方式加入市町村(一部を除き)を対象に「環境保全米」の提供が始まる。

みやぎ米飯学校給食支援方式について

1 みやぎ米飯学校給食支援方式とは

食農教育を充実させ、日本型食生活の普及を図るとともに地域の次代を担う子どもたちに高品質なお米を供して健全な成長を図るため、宮城県産良質米を学校給食用米穀に供給し、米飯学校給食の円滑な推進と支援に取り組む共同事業を『みやぎ米飯学校給食支援方式』といいます。

2 実施主体

支援方式は、加入市町村、農業協同組合（JA）、宮城県農業協同組合中央会（JA宮城中央会）、全国農業協同組合連合会宮城県本部（JA全農みやぎ）、本会が相互に連携し実施しています。

3 供給米穀

供給する米穀は、学校等から提出された学校給食用米穀購入計画書に基づき、宮城県産「ひとめぼれ1等米」を供給しています。

ただし、冷害や凶作等で供給価格が高騰する場合は、本県産他銘柄を供給する場合があります。

また、令和2年11月より環境保全米（特別栽培）の提供が始まりました。

4 供給価格及び基準価格

供給価格は、1年間を四期に区分し、各期毎にJAグループ宮城が設定する「ひとめぼれ1等」の相対販売価格を基準に、諸経費などを鑑み算出されます。

また、冷害や凶作等で市場の米価が上昇し、供給価格を上回った場合の上限（基準価格）が決まっており、市場価格が基準価格を上回った場合は、その差額分を宮城県が2分の1、加入市町村及びJAがそれぞれ4分の1を負担し、市場価格より安価に供給します。

5 加入市町村

令和4年8月1日現在での支援方式加入市町村は、35市町村中32市町村です。

宮城県学校給食会が提供している学校給食用米穀の特徴

本会では、支援方式により、良質なお米を安価に提供するために、関係機関と連携し、精米工場、炊飯工場を通して宮城県産「ひとめぼれ1等米」を大釜で炊き上げて美味しいご飯を提供しています。

また、複数の加工委託工場と連携しており、不測の事態でも代替としての主食を緊急的に供給することができます。

学校給食用米穀は、残留農薬検査、遺伝子検査、栽培履歴確認などを経た「安全・安心」な、お米（JA米）が利用されています。

さらに、本会では、検定契約を結んで第三者検定機関による「玄米・精米検定」、「精米鮮度判定」を実施しています。加えて、残留農薬検査、遺伝子検査や、精米工場・炊飯工場の立入検査及び米飯の細菌検査を実施し、安全確保に向けた取り組みを行っています。

1 宮城県産米の安定供給

J A全農みやぎから本会を通して、学校給食へ優先的に供給されるため、凶作時においても県産米を安定供給することができます。

凶作時には、県内全域で対応することにより、安定供給を図ることができます。

2 年間安定価格

本会とJA全農みやぎとが直接購入契約を締結することにより、そのマスメリットを最大限に生かした購入条件から、低廉且つ安定した価格で宮城県産良質米を供給することが可能となり、給食費への大きな影響を避けることができます。

供給単価は県内同一価格です。

3 規格(銘柄・等級)確保

作柄、気候によっては良質米の非常に少ない年度や地域が発生する可能性がありますが、学校給食用米穀として指定された銘柄・等級を県内全域で対応することにより、年間を通じて規格の維持が図られ、良質な宮城県産米の安定供給が可能になります。

冷害や凶作にも安心して学校給食が実施できます。

4 新米へ早期移行

従来の政府米による制度のもとでは12月分から新米に切り替わっていましたが、現在の供給体制ではJA全農みやぎをはじめとした県内関係機関の協力のもと、11月分から新米供給を開始します。

子供たちにより美味しい宮城県産米を供給することで、良質な米産地である宮城県の農家の理解が深まります。

5 品質・安全・栄養の確保

本会は全農みやぎから玄米を直接購入し、これを学校給食用の精米に加工する都度、日本穀物検定協会が産地、品質、鮮度や水分、異物、その他について厳重な検査を実施することにより精米の品質が保証されます。

また、本会では毎月精米工場における精米保管状況の確認を行っています。さらに、炊飯工場を含めて立入検査を定期的に実施し、学校給食の主食となる米飯の安全確保に全力で取り組んでいます。

6 環境保全米(特別栽培)の提供

令和2年11月から、環境保全米(特別栽培)の提供が始まりました。

環境保全米は、「化学農薬」や「化学肥料」の使用量を従来の慣行栽培米に比べて半分以下に減らして作ったお米です。

なお、市町村で環境保全米の供給量が不足する場合は、期間限定の提供となります。

栽培方法	化学農薬	化学肥料
環境保全米 (特別栽培)	慣行栽培の 半分以下	慣行栽培の 半分以下
慣行栽培	17成分	7kg/10a

7 米トレーサビリティ制度への対応

本会において米穀を取扱うことにより、米穀の流通過程における記録等の管理・保管や、产地情報の伝達等の対応を一元的に行い、各自治体様における業務負担を軽減することができます。

各市町村別学校給食用米穀供給状況

令和4年8月1日現在

市町村名	供給該当JA	精米工場	備考	
白石市	JAみやぎ仙南	ナカリ(株)	市町村米	
丸森町			市町村米	
七ヶ宿町				
蔵王町			市町村米	
村田町			市町村米	
大河原町			市町村米	
柴田町			市町村米	
川崎町			市町村米	
岩沼市				
名取市			市町村米	
亘理町	JAみやぎ亘理	(株)パールライス宮城	市町村米	
山元町			市町村米	
仙台市1			市町村米	
仙台市2			市町村米	
七ヶ浜町	JA仙台		市町村米	
利府町			市町村米	
塩竈市				
多賀城市			市町村米	
色麻町			市町村米	
石巻市	JAいしのまき	(株)サンライスみやぎ		
女川町				
東松島市			市町村米	
気仙沼市	JA新みやぎ (南三陸地区)			
南三陸町				
登米市(東和・津山)	JAみやぎ登米	菅原精米工業(株)	市町村米	
登米市	JAみやぎ登米		市町村米	
美里町	JA新みやぎ (みどりの地区)		市町村米	
涌谷町			市町村米	
大崎市(古川・三本木)	JA古川		市町村米	
大崎市(鳴子・岩出山)	JA新みやぎ(いわでやま地区)		市町村米	
大崎市(松山・田尻)	JA新みやぎ(みどりの地区)		市町村米	
富谷市	JA新みやぎ (あさひな地区)		市町村米	
大衡村			市町村米	
大和町			市町村米	
大郷町			市町村米	
松島町	JA仙台		市町村米	

※ 国立・県立学校は「宮城県産米」で対応。

※ 「仙台市」は炊飯加工工場及び供給区域により、精米工場が異なります。

※ 支援方式内において市町村要望に基づき、可能なかぎり市町村米での供給をすすめておりますが、対象米穀の作柄や、端境期（新米切替期）の集荷状況等により、「市町村米」供給JAエリア区分外及び本県産他銘柄米等を供給することもあります。

精米加工委託工場及び炊飯加工委託工場一覧

令和4年8月1日現在

精米加工委託工場名		所在地
1	ナカリ株式会社	加美町
2	株式会社パールライス宮城 精米工場	大和町
3	株式会社サンライスみやぎ 気仙沼工場	気仙沼市
4	菅原精米工業株式会社	加美町

炊飯加工委託工場名		所在地
1	仙台米飯株式会社	仙台市若林区
2	株式会社宮城総合給食センター	仙台市宮城野区
3	有限会社相澤製菓	石巻市
4	株式会社高正ベーカリー	石巻市
5	株式会社富士製菓舗	石巻市
6	山沖本店	石巻市
7	株式会社加賀屋	名取市
8	有限会社池田菓子店	角田市
9	大勇堂	東松島市
10	有限会社きゅうせい堂	大崎市
11	有限会社古川米飯給食センター	大崎市
12	有限会社浅野製菓	大和町
13	J A 全農ラドファ株式会社	加美町
14	株式会社木村屋	涌谷町
15	村上菓子舗	涌谷町
16	有限会社朝日堂	南三陸町

Q & A

Q1 精米で供給を受けていますが、お米の数量変更はどうしたらいいの？

A. 学校給食用精米は、学校給食用米穀購入計画書により契約・購入した玄米を、各エリアJAから引取り、精米に加工し、各種検査を実施した後に出荷されますので、翌月分の数量変更は、**前月10日まで**本会にご連絡下さいますようお願いします。

Q2 新米への切り替えはいつからですか？

A. 毎年11月需要分から新米での買付けを開始します。

精米での納品を受ける学校・給食センターは順次切り替えとなります。米飯での供給先につきましては、精米工場、炊飯工場における10月分残量の無くなり次第、切り替えとなります。

特に、精米での供給を受ける学校等におかれましては、上記Q1に従い、**9月10日までに10月分の数量を調整**いただきますようお願いいたします。

Q3 学校給食用米穀購入計画書って？

A. 学校給食用のお米は、みやぎ米飯学校給食支援方式により、各エリアJAのお米を供給します。年間を通じて安定的に確保し供給するため、3半期毎に学校給食用米穀購入計画書の提出をお願いします。

提出は下記の表のとおりお願いしております。提出方法や様式に関する事等詳しくは、本会ホームページをご覧下さい。

項目	第1・三半期	第2・三半期	第3・三半期
米穀(米飯用)	毎年1月中旬	毎年5月中旬	毎年9月中旬

本会では、学校給食用精米及び米飯の安全かつ安定的な供給に向け、各委託工場の指導等を含め日々努力しています。

お気づきの点等ございましたら、本会物資課までお気軽にお問い合わせください。



公益財団法人宮城県学校給食会

〒982-0251

宮城県仙台市太白区茂庭2丁目2番地の6

T E L 022-797-9064

F A X 022-797-9074

メール miyagi@m-kengakukyu.or.jp

発行 令和4年9月

協賛：宮城県農業協同組合中央会



環境に配慮した
植物油インキを
使用しています。